

家族介護者交流会

介護をしている方同士で、認知症に関する悩みなど、気軽にしゃべりませんか。

日時 6月27日(水)午後1時30分～3時
会場 福祉センターボランティア活動室
 ※初めて参加される方は、連絡してください。

問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

子育て



6月のおしゃべり場

今月のテーマ お母さんの時間

西児童館 6月8日(金)

中央児童館 6月14日(木)

東児童館 6月19日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分
 ※事前の申込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882

特別児童扶養手当（国の制度）
をご存知ですか

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方に、特別児童扶養手当が支給されます。

①身体障害者手帳1・2・3級程度の児童

②愛の手帳1・2・3度程度の児童

③長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

※児童が施設に入所している場合および障害を理由とする公的年金を受けている場合は対象になりません。

※申請者および扶養義務者の所得に限度額があります。

手当額

○1級 5万0750円

○2級 3万3800円

問合せ 子育て支援課支援係

児童手当・児童育成手当の現況届を提出してください

対象の方に届出用紙を送付します。

次の期間に提出してください。

期間 6月15日(金)～25日(月)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

※土・日曜日も受け付けます(受付時間は平日と同じ)。

問合せ 子育て支援課支援係

家庭福祉員が

0～2歳のお子さんをお預かりします

市内では保育士や幼稚園教諭の資格を持つ8人の家庭福祉員(保育ママ)が、自宅で少人数の家庭的な保育を行っています。ぜひ利用してください。

対象 市内在住の0～2歳までの健康な児童で、保護者が就労や疾病などで保育に欠ける場合

保育時間 午前8時30分から午後5時

30分の原則として1日9時間(祝日・年末年始を除く)

保育料 月額3万3000円

※別途、食事・おむつ代などの実費が必要。

申込み 直接家庭福祉員に申し込んでください。

問合せ 保育課保育係

児童手当・児童育成手当を支給します

6月は、平成19年6月期分（2～5月）の児童手当・児童育成手当の支払い月です。

6月中旬に指定の口座に振り込みますので、確認してください。

問合せ 子育て支援課支援係

保険・年金



福医療証は6月30日(土)で終了です

東京都が高齢の方を対象に医療費の一部を助成する老人医療費助成制度（福医療証）は、6月30日(土)で終了します。有効期限後は福医療証は使えませんが、注意してください。有効期限後の福医療証は、保険年金課または市役所連絡所に返却してください。

※福制度終了に伴い、7月1日(日)から福医療証に関する手続きの取扱窓口が東京都に変わります。

対象 昭和12年6月30日以前に生まれた69歳以上の方で、所得が限度額以下の方（社会保険の被保険者本人は対象外）

問合せ 保険年金課保険係／東京都福祉保健局医療助成課助成係 ☎03-

532014282

国民年金の学生納付特例制度を利用してください

国民年金保険料学生納付特例制度は、20歳以上の学生本人の前年所得が一定以下の方を対象として、在学中の国民年金保険料を卒業後に後払いできる制度です。

この制度は、4月から3月までの年度を単位とし、前年度の所得を基に審査します。在学中は毎年度申請できます。

申請は、在学証明または学生証の写しを保険年金課高齢医療・年金係へ持参してください。

代理人の方が申請する場合は、年金手帳と印鑑をお持ちください。

対象

扶養親族がない場合 本人所得が118万円以下

扶養親族のある場合 本人所得が118万円＋（扶養人数×38万円）以下

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

国民健康保険出産育児一時金受取代理制度を始めます

出産育児一時金受取代理制度は、国民健康保険の被保険者に対して出産した後に支給される出産育児一時金（35万円）を事前に申請することで、市から

医療機関などへ出産費用として振り込むことができる制度です。利用すると医療機関などでの出産費用の窓口負担が軽減されます。

この制度を6月1日(金)から始めます。

対象 出産予定日まで1か月以内で国民健康保険税を滞納していない世帯の方

医療機関など 国内の医療機関などで受取代理の承諾をしていること

必要なもの 国民健康保険被保険者証、母子健康手帳または医療機関などが発行した出産予定日がわかる書類、印鑑

問合せ 保険年金課保険係

税金



家屋調査に伺います

平成19年中に新築・増築をした家屋の調査を行います。

この調査は家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。普段、留守にされている方は、都合のよい日をあらかじめ連絡してください。

問合せ 課税課資産税係

取りこわし家屋（建物）の届け出を

平成19年中に家屋の全部または一部を取りこわした方で、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局（登記所）で家屋の滅失登記をしてください。

また、登記されていない家屋の場合は、課税課資産税係へ取りこわしの届け出をしてください。

届け出をしないと、平成20年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。必ず届け出てください。

提出先・問合せ 課税課資産税係

住宅用地などの申告を

市内に土地を所有している方で、次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申告書を提出してください。

平成19年中に

○住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した

○住宅を取りこわし、土地を住宅用地として使用しなくなった

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した

○住宅を事業用家屋に用途変更した
提出先・問合せ 課税課資産税係

固定資産税・都市計画税の賦課期日

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に、土地や家屋などの固定資産を所有している方が、市町村に納めていただく税金です。

平成19年度は、平成19年1月1日現在の土地の現況や存在する家屋の現況により評価額や課税標準額を決定し、その時点で所有者が納税義務者となります。

さらに、1月1日に住宅が存在する宅地には課税標準の特例（軽減措置）の適用があるなど個別の状況により課税内容が異なりますので、不明な点は問い合わせてください。

提出先・問合せ 課税課資産税係

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

平成19年1月1日以前に建てられた、高齢者・障害者などが居住する住宅（賃貸住宅を除く）で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに、一定のバリアフリー改修を施工した場合、原則として改修後3か月以内に申告した方に限り、翌年度分の固定資産税を減額します。

対象 補助金などを除く自己負担が

30万円以上の次の工事

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化

減額割合 翌年度の固定資産税額の3分の1を減額

適用範囲 1戸当たり100平方メートル相当分まで

床面積／減額率

1戸当たりの床面積が100平方メートル以下のもの／税額の3分の1

1戸当たりの床面積が100平方メートルを超えるもの／100平方メートル分の税額の3分の1

申請方法 減額を受けようとする対象住宅の所有者は、原則として改修後3か月以内に工事明細書や写真などの関係書類を添付し申告してください（工事内容を示す書類は、建築士登録性能評価機関などによる証明で代替可）。

問合せ 課税課資産税係

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに、建築基準法に基づ

く現行の建築基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるように耐震改修工事を施工した場合、原則として改修後3か月以内に申告した方に限り、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

※対象の工事は、1戸当たり工事費30万円以上のものに限ります。

減額期間 改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じた期間

工事完了時期／減額期間

平成18年1月1日から平成21年12月31日までに改修した場合／3年度分

平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合／2年度分

平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合／1年度分

適用範囲 1戸当たり120平方メートル相当分まで

床面積／減額率

1戸当たりの床面積が120平方メートル以下のもの／税額の2分の1

1戸当たりの床面積が120平方メートルを超えるもの／120平方メートル分の税額の2分の1

申請方法 減額を受けようとする対象住宅の所有者は、改修後3か月以内に建築士、指定住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した、耐震基準に適合した工事であることの証明書を添付して申告してください。

申告先・問合せ 課税課資産税係

暮らし

監査委員の改選

退任

秋山 猛さん



秋山さんは平成17年5月24日から2年間、議員選出の監査委員として尽力されました。

選任

川崎明夫さん



川崎さんが議員選出の監査委員として、5月18日（金）、議会の同意を得て市長から選任されました。

問合せ 監査委員事務局

平成19年度から70歳以上の方、障害のある方の交通災害共済（ちよこつと共済）の加入は各自で

これまで市では、70歳以上の方、身体障害者手帳1～4級および東京都愛の手帳1～4度をお持ちの方、生活保護を受けている方に対して、一括加入を行ってきましたが、平成19年度からの加入は希望される方に各自で行っていただきます。

次の要件にすべてあてはまる方は、助成を受けることができますので、申請してください。

- ①世帯全員が市民税非課税である方
- ②生活保護を受けていない方
- ③東京市町村総合事務組合が運営する平成19年度東京都市町村民交通災害共済に加入し、掛け金を支払った方
- ④その他、次の1から3のいずれかに該当する方

1 世帯全員が65歳以上である方
2 身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている方

3 東京都愛の手帳1度から4度の交付を受けている方

助成額 1口500円

手続きに必要なもの 交通災害共済の

掛金を支払ったことを証する書類、印鑑

※助成金振込み先となる、本人名義の銀行口座（郵便局を除く）の口座番

号を控えてお越しください。

申請先 高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係、市役所各連絡所

※助成対象に該当するかの電話での問合せは受けられません。

問合せ

ちよこつと共済の制度、加入に関する

こと…生活安全課交通・防犯係

掛金の助成に関すること…高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係

係

生け垣や樹木の枝などが道路に出ていませんか？道路上に商品や植木鉢を置いていませんか？

歩道や車道に伸びた枝は、交通標識やカーブミラーを隠したり、通行の妨げになります。道路上に置かれた置き看板、商品や植木鉢なども、道路を狭くし、通行の妨げになるだけでなく、場合によってはそれが原因で通行人や自転車などが転倒し、負傷することもあります。

道路に出た枝や置き看板などが原因で事故が起きた場合は、所有者が事故の責任を問われることがあります。また、市が戸別収集するごみも、道路上に出すと危険ですので、敷地内に出してください。道路は市民の皆さんのものです。誰もが安全・快適に使用できるよう道路

西多摩衛生組合 平成18年度ダイオキシン類測定結果

結果は、基準値を下回っています。

環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果 (単位：ng-TEQ/m³ N)

測定日 場所	平成18年				平成19年	
	6月16日(金)	7月27日(木)	8月21日(月)	12月20日(水)	1月19日(金)	2月1日(木)
1号炉	—	0.028	—	—	0.031	—
2号炉	0.056	—	—	0.043	—	—
3号炉	—	—	0.019	—	—	0.030

採取場所 各炉煙突排ガス採取口

排ガス中ダイオキシン類法規制値 1ng-TEQ/m³ N

公害防止協定規制値 0.5ng-TEQ/m³ N

〔*単位：1ナノグラム（1ng）は、10億分の1グラム〕

周辺環境大気ダイオキシン類測定結果 (単位：pg-TEQ/m³)

測定日 場所	平成18年	平成19年
	8月21日(月)・22日(火)	2月2日(金)・3日(土)
羽村市立第三中学校	0.032	0.018
羽村市立松林小学校	0.051	0.024
羽村市あさひ公園	0.036	0.025
瑞穂町立第四小学校	0.039	0.027
瑞穂町むさしの会館	0.040	0.030 (※)

環境基準値 0.6pg-TEQ/m³ (ダイオキシン類対策特別措置法)

〔*単位：1ピコグラム（1pg）は、1兆分の1グラム〕

(※) むさしの会館の測定日時は、2月3日(土)正午から2月4日(日)正午までの結果

問合せ 西多摩衛生組合管理課 ☎ 554-2409

URL <http://www.nishiei.or.jp>

上に個人や事業者などの所有物がでないように適切な管理をしましょう。
問合せ 土木課道路公園係

浸水対策強化月間（6月1日(金)～30日(土)）

浸水ゼロ・安全・快適！下水道

東京都下水道局と市では、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定

めています。下水道施設の安全性の確保と都民の皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。

東京の雨が一目でわかる「東京アメツ

シユ」をインターネットで公開しています。

URL <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

問合せ

東京都下水道局流域下水道本

部 ☎ 527-4828 / 羽村市下水

道課工務管理係